

つくば市歴史公文書評価選別基準

平成31年4月

つくば市選挙管理委員会事務局

目次

1	評価選別基準策定の趣旨	1
2	評価選別基準の適用範囲	2
3	基本的考え方	3
4	移管・廃棄の判断指針	4

1 評価選別基準策定の趣旨

つくば市における公文書等の管理に関しては、文書管理に関する総括的な位置づけとして、つくば市公文書等管理指針（以下「指針」という。）を平成30年2月に策定した。同年4月から指針の運用を開始し、全職員が共通の理解のもと、適正な公文書管理に取り組んでいる。

指針策定の趣旨において、「市の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等は、民主主義の根幹を支える市民共有の知的資源として市民が主体的に利用しうるもの」であり、特に職員は、「つくば市の歴史的事実の記録である公文書等を残すことが将来の市政運営につながる」ことを認識し、審議又は検討その他経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう公文書等を作成し、適切に管理、保存しなければならないことが規定されている。

つくば市は、市民共有の知的資源である公文書等を適切に管理、保存し、後世に残す重要性を再認識するとともに、「歴史資料として重要な公文書その他の文書」に該当するかを判断するための基準を次のとおり定めるものとする。

2 評価選別基準の適用範囲

この評価選別基準の適用範囲については、現在保有する文書だけでなく、合併前の旧町村文書についても適用するものとする。

また、この評価選別基準は選挙管理委員会の評価選別基準とし、共通する事務においては、市長部局の例に倣って定めるものとする。

なお、公文書等の保存期間満了時の措置については、他の法律若しくはこれに基づく命令又は条例等による定めのある場合は、当該法律若しくはこれに基づく命令又は条例等の規定によるものとする。

3 基本的考え方

指針策定の趣旨において、「市の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等は、民主主義の根幹を支える市民共有の知的資源として市民が主体的に利用しうるものであること」及び「市政に関する諸活動を現在及び将来の市民に説明する責務を全うされるようにすること」とされ、また、審議又は検討その他経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるように公文書等を作成し、適切に管理、保存しなければならない旨が規定されており、次の(1)から(4)までのいずれかに該当する公文書等は、「歴史資料として重要な公文書その他の文書」に当たり、歴史公文書等として取り扱うものとし、保存期間満了後には市長に移管するものとする。

- (1)市の機関の組織及び機能並びに政策の検討過程、決定、実施及び実績に関する重要な情報が記録された公文書等
- (2)市民の権利及び義務に関する重要な情報が記録された公文書等
- (3)市民を取り巻く環境、自然環境等に関する重要な情報が記録された公文書等
- (4)市の歴史、文化、学術、科学、事件等に関する重要な情報が記録された公文書等

4 移管・廃棄の判断指針

職員は、指針において規定されているとおり、主に、次に掲げる4つの事項を柱として、行政文書を作成することとしている。

- (1) 条例、規程等の制定又は改廃及びその経緯
- (2) 選挙管理委員会の組織等に関する事項
- (3) 選挙（国政選挙、地方選挙等）に関する事項
- (4) 選挙（市長選挙、市議会議員選挙）に関する事項
- (5) 直接請求に関する事項
- (6) その他の事項

なお、これら作成された行政文書について、3の基本的考え方に基づいて、個別の公文書等が歴史公文書等に該当するか否か（保存期間満了時の移管又は廃棄の措置）を決定するための具体的な判断指針については、以下の(1)～(3)に沿って行うものとし、いずれかの基準において移管と判断される場合には移管するものとする。

(1) 業務単位での保存期間満了時の措置

ア 行政文書の保存期間基準表に掲げる事項に関するものについては、次の表の右欄のとおりとする。

事項	業務の区分	文書の類型	具体例	移管区分
条例、規程等の制定又は改廃及びその経緯				
1 条例の制定又は改廃及びその経緯	(1) 立案の検討	ア) 立案の基礎文書	・立案の契機となった事項に関する文書	移管
		イ) 立案の検討に関する調査研究文書	・他自治体の先進事例調査 ・関係団体、関係者のヒアリング	

	(2) 条例案の審査	条例の案の審査の過程が記録された文書	<ul style="list-style-type: none"> ・法務課の法令審査記録 ・条例案 ・新旧対照表 ・その他関連資料
	(3) 他の行政機関との協議	協議文書	<ul style="list-style-type: none"> ・他の行政機関との協議案 ・他の行政機関からの質問・意見 ・他の行政機関からの質問 ・意見に対する回答
	(4) パブリックコメント手続	パブリックコメント手続文書	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメント手続の募集、実施結果
	(5) 議案の決定	議案決裁文書	<ul style="list-style-type: none"> ・議案の決裁文書（理由、新旧対照表等を含む）
	(6) 議会審議	議案審議文書	<ul style="list-style-type: none"> ・議案書、説明資料 ・答弁書
	(7) 条例の公布	公布に関する文書	<ul style="list-style-type: none"> ・公布文の写し
	(8) 解釈又は運用基準の策定	解釈又は運用基準策定のための文書	<ul style="list-style-type: none"> ・逐条解説 ・運用解釈 ・運用手引
2 規程の制定又は改廃及びその経緯	(1) 立案の検討	ア) 立案の基礎文書	<ul style="list-style-type: none"> ・立案の契機となった事項に関する文書
		イ) 立案の検討に関する調査研究文書	<ul style="list-style-type: none"> ・他自治体の先進事例調査 ・関係団体、関係者のヒアリング
	(2) 規程案の審査	規程案の審査の過程が記録された文書	<ul style="list-style-type: none"> ・法務課との法令審査記録 ・規程案 ・新旧対照表 ・その他関連資料

移管

	(3) 他の行政機関との協議	協議文書	<ul style="list-style-type: none"> ・他の行政機関との協議案 ・他の行政機関からの質問・意見 ・他の行政機関からの質問 ・意見に対する回答 	
	(4) 規程等の決定及び公布	決裁文書、公布文書	<ul style="list-style-type: none"> ・決裁文書（理由、新旧対照表等を含む） ・公布文書 	
	(5) 解釈又は運用基準の策定	解釈又は運用基準策定のための文書	<ul style="list-style-type: none"> ・逐条解説 ・運用解釈 ・運用手引 	
3 訓令の制定又は改廃及びその経緯	(1) 他の行政機関との協議	協議文書	<ul style="list-style-type: none"> ・他の行政機関との協議案 ・他の行政機関からの質問・意見 ・他の行政機関からの質問・意見に対する回答 	移管
	(2) 訓令の決定及び令達	決裁文書、令達文書	<ul style="list-style-type: none"> ・決裁文書（理由、新旧対照表等を含む） ・令達文書 	
	(3) 解釈又は運用基準の策定	解釈又は運用基準の策定のための文書	<ul style="list-style-type: none"> ・逐条解説 ・運用解釈 ・運用手引き 	
選挙管理委員会の組織等に関する事項				
4 選挙管理委員の選任に関する事項	委員の選任	委員の選任に関する文書	<ul style="list-style-type: none"> ・委員履歴 ・承諾書 	移管

5 選挙管理委員会の会議に関する事項	会議の開催	ア) 選挙人名簿等に関する文書	・ 選挙人名簿 ・ 在外選挙人名簿 ・ 配布資料	
		イ) 議事録	・ 議事録 ・ 告示	
選挙（国政選挙、地方選挙等）に関する事項				
6 衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査・参議院議員通常選挙・茨城県知事選挙・茨城県議会議員選挙に関する事項	(1) 期日前投票所、当日投票所及び開票所の選定	各投票所及び開票所の選定に関する文書	・ 決裁文書 ・ 承認書	移管
	(2) 期日前及び当日投票管理者及び投票立会人の選定	投票管理者及び投票立会人の選定に関する文書	・ 決裁文書 ・ 承認書	
	(3) 期日前投票所、当日投票所及び開票事務従事者の選定	投票及び開票事務従事者の選定に関する文書	・ 決裁文書 ・ 承認書	
	(4) 各種契約	投票所及び開票所設営や選挙システム等の契約に関する文書	・ 決裁文書 ・ 入札に関する文書 ・ 契約書	
	(5) 立候補予定者事前審査（茨城県議会議員選挙）	立候補に関する文書	・ 立候補届出書 ・ 供託書	
	(6) 立候補受付（茨城県議会議員選挙）	立候補受付に関する文書	・ 立候補届出書 ・ 告示	
	(7) 期日前投票所及び当日投票所運営	投票録等期日前投票所及び当日投票所に関する文書	・ 投票録	
	(8) 開票所運営	開票に関する文書	・ 開票録 ・ 審査録 ・ 選挙録	

	(9) 開票結果報告	開票に関する文書	・ 開票結果報告書	
	(10) 当選人 (茨城県議会議員選挙)	当選に関する文書	・ 選挙録 ・ 告示 ・ 当選証書	
	(11) 収支報告書受付 (茨城県議会議員選挙)	選挙費用に関する文書	・ 収支報告書	
選挙（市長選挙、市議会議員選挙）に関する事項				
7 市長選挙・市議会議員選挙に関する事項	(1) 選挙期日の決定	選挙期日に関する文書	・ 議案書 ・ 告示	移管
	(2) 立候補予定者説明会	立候補に関する文書	・ 候補者の手引 ・ 公営の手引 ・ 政治活動の手引	
	(3) 立候補予定者事前審査	立候補に関する文書	・ 立候補届出書 ・ 供託書	
	(4) 期日前投票所、当日投票所及び開票所の選定	各投票所及び開票所の選定に関する文書	・ 決裁文書 ・ 承認書	
	(5) 期日前及び当日投票管理者、投票立会人の選定	投票管理者及び投票立会人の選定に関する文書	・ 決裁文書 ・ 承認書	
	(6) 期日前投票所、当日投票所及び開票事務従事者の選定	投票及び開票事務従事者の選定に関する文書	・ 決裁文書 ・ 承認書	
	(7) 各種契約	投票所及び開票所設営や選挙システム等の契約に関する文書	・ 決裁文書 ・ 入札に関する文書 ・ 契約書	
	(8) 立候補受付	立候補受付に関する文書	・ 立候補届出書 ・ 告示	
	(9) 期日前投	投票録等期日前	・ 投票録	

	票所及び当日投票所運営	投票所及び当日投票所に関する文書		
	(10) 開票所運営	開票に関する文書	・ 開票録 ・ 選挙録	
	(11) 当選人決定	当選に関する文書	・ 選挙録 ・ 告示 ・ 当選証書	
	(12) 収支報告書受付	選挙費用に関する文書	・ 収支報告書	
	(13) 選挙公営費支払	選挙公営に関する文書	・ 申請書 ・ 契約書	
直接請求に関する事項				
8 直接請求に関する事項	(1) 代表者証明交付申請	請求代表者証明に関する文書	・ 代表者証明交付申請書(市長宛)	移管
	(2) 代表者証明の発行	請求代表者証明に関する文書	・ 選挙人名簿確認 ・ 代表者証明書	
	(3) 署名簿の審査	署名簿に関する文書	・ 署名簿 ・ 選挙人名簿確認 ・ 署名審査録	
	(4) 署名簿の縦覧	署名簿に関する文書	・ 署名簿 ・ 署名審査録 ・ 告示	
	(5) 異議申し出	異議申し出に関する文書	・ 署名簿 ・ 署名審査録 ・ 修正、通知	
	(6) 条例制定(改廃)申請	条例制定(改廃)請求に関する文書	・ 条例制定(改廃)申請書 ・ 50分の1以上の有効署名があることを証明する書面 ・ 署名簿 ・ 告示	
	(7) 本請求受理後の措置	異議申し出に関する文書	・ 署名簿 ・ 署名審査録 ・ 修正、通知	

その他の事項				
9 その他の事項	(1) 在外選挙	在外選挙に関する文書	・ 選挙人名簿 ・ 申請書、決裁文書 ・ 通知	廃棄
	(2) 裁判員及び検察審査員	裁判員及び検察審査員に関する文書	・ 選挙人名簿 ・ 決裁文書	
	(3) 公職選挙法第11条	法11条に関する文書	・ 選挙人名簿 ・ 決裁文書	
	(4) 郵便投票	郵便投票に関する文書	・ 申請書、決裁文書 ・ 通知	
	(5) 選挙啓発	選挙啓発に関する文書	・ 決裁文書 ・ 通知 ・ 契約書	
	(6) その他	その他選挙に関する文書	・ 決裁文書 ・ 通知	

(2) (1) に記載のない文書

(1) に記載のない文書に関しては、3の基本的な考え方に照らして、個別に判断するものとする。

(3) 注意事項

「移管」とされている文書が含まれている文書フォルダに含まれる文書はすべて移管することとする。